

日本銀行の対民間信用供与における「国債担保貸出」の位置づけについて

日本銀行 森田泰子

日本銀行の対民間貸出において「国債」が優良な担保として扱われるようになったのはいつからか。本報告では、こうした問題意識に基づき、日本銀行設立時の議論、国債担保貸出利率・商業手形割引歩合の大小関係の推移、両者の大小関係が変更となる時期にどういった考え方が取られていたかについて整理を行う。整理結果の概要は次の通りである。

- (1) 日本銀行条例の起案者は「日本銀行は商業銀行の銀行として設立されるものであり、公債担保貸出は抑制し、手形割引資金を確保する」と考えていた。
- (2) こういった考え方を受けて、設立当初から第二次世界大戦を経て昭和40年代前半に至るまでの間、「商業手形割引歩合を低く、貸付利子歩合を高めにする」との考え方で金利設定が行われており、国債担保貸出利率が商業手形割引歩合と同一とされたのは、戦費調達のための国債の市中消化促進という要請が優先した場合の例外的な取扱いであった。
- (3) 昭和44年9月1日の公定歩合引上げにあたり、商業手形割引を優遇する必要がなくなったため公定歩合体系を簡素化するとの理由で、「商業手形割引歩合」と「国債またはとくに指定する債券を担保とする貸付利子歩合」の一本化が行われた。

以上の通り、昭和44年9月の変更は、日本銀行設立時の考え方を大きく変えるものであった。そこで本報告では、上記整理とあわせて、昭和44年9月の変更の概要、変更理由、行内外への説明ぶりについて日本銀行金融研究所アーカイブ保管資料（以下、「日本銀行アーカイブ資料」と略記）を用いて紹介するとともに、当時の金融・経済環境や国会における国債担保貸出を巡る議論等について日本銀行アーカイブ資料のほか『昭和財政史』等も用いて整理・紹介のうえ、昭和44年9月の制度変更の背景等に関して考察を行うこととする。